

京都市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成18年3月31日京都市条例第169号）（消防局防災危機管理室）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、同法に定めるもののほか、京都市国民保護対策本部及び京都市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年3月31日から施行することとしました。

京都市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第169号

京都市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）に定めるもののほか、京都市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び京都市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 京都市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総理する。

2 法第28条第5項に規定する副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

3 法第28条第4項に規定する本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

(招集)

第3条 国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集する。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 法第28条第8項の規定により設置する現地対策本部に、現地対策本部長、
現地対策本部員その他の職員を置く。

2 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。

3 現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員は、副本部長、本部員その他の本市の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急処理事態対策本部について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	京都市国民保護対策本部長	京都市緊急処理事態対策本部長
	国民保護対策本部	緊急処理事態対策本部
第2条第2項	法第28条第5項	法第183条において準用する法第28条第5項
第2条第3項	法第28条第4項	法第183条において準用する法第28条第4項
	国民保護対策本部	緊急処理事態対策本部
第3条	国民保護対策本部	緊急処理事態対策本部
第4条第1項	国民保護対策本部	緊急処理事態対策本部
第5条第1項	法第28条第8項	法第183条において準用する法第28条第8項

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(消防局防災危機管理室)